

第22回 水口オータムカップ 実施要項 <カテゴリー★>

主催 水口乗馬クラブ

公認 日本馬術連盟

開催日 2025年10月25日(土)～26日(日)

会場 水口乗馬クラブ

競技種目および基準

<10月25日(土)>

競技No	種目	高さ、幅	基準
第1競技	小障害標準	H90,W90	JEF 238.2.1.1
第2競技	小障害標準<A>	H100,W100	JEF 238.2.1.1
第3競技	低障害標準	H60,W60	JEF 238.2.1.1
第4競技	低障害標準<A>	H70,W70	JEF 238.2.1.1
第5競技	小障害標準<C>	H80,W80	JEF 238.2.1.1
第6競技	中障害標準<D>【公認】	H110,W110	JEF 238.2.1.1
	中障害Dオープン	H110,W110,	JEF 238.2.1.1
第7競技	中障害標準<C>【公認】	H120,W120	JEF 238.2.1.1
	中障害Cオープン	H120,W120	JEF 238.2.1.1
第8競技	中障害標準【公認】	H130,W130	JEF 238.2.1.1

<10月26日(日)>

競技No	種目	高さ、幅	基準
第9競技	小障害標準<A>	H100,W100	JEF 238.2.1.1
第10競技	中障害標準<D>【公認】	H110,W110	JEF 238.2.2
	中障害Dオープン	H110,W110,	JEF 238.2.1.1
第11競技	中障害標準<C>【公認】	H120,W120	JEF 238.2.2
	中障害Cオープン	H120,W120	JEF 238.2.1.1
第12競技	中障害標準【公認】	H130,W130	JEF 238.2.2
第13競技	ジムカーナ競技		基準タイム
第14競技	クロスバー&ジュニアクロス		基準タイム
第15競技	低障害標準	H70,W70	JEF 238.2.1.1
第16競技	小障害標準<C>	H80,W80	JEF 238.2.1.1
第17競技	内国産カップ	H85,W85	JEF 238.2.1.1
第18競技	小障害標準	H90,W90	JEF 238.2.1.1

- ・ 第14競技クロスバーでは、小学生6年生以下はジュニアクロス競技として別に表彰します。
- ・ 第3競技と第13・14競技では、援助が必要な場合、指導員が場内に入ることを許可します。
- ・ **第17競技 内国産カップの出場馬は、内国産証明のある馬匹に限ります。出場は1馬1走行に限らせていただきます。**
※内国産証明は健康手帳で確認いたします。

1、参加条件及び参加制限

- ・ 自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
- ・ クロスバー、低障害競技は、指導員はオープン参加とします。
- ・ 公認競技は1馬1回限りの出場とします。
- ・ ポイント対象、全日本Jr実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA級の騎乗者資格を持っていること。
- ・ 公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且ついずれかのクラスのグレード宣言を完了していること。

2、審判規程

- ・ 日本馬術連盟競技会規程（最新版）を適用し、一部ローカルルールを用いる。

3、褒賞

各競技6位まで入賞とする。

各競技6位までにリボンをおくる。

各競技優勝者には「松茸」が副賞として贈られます

第17競技 内国産カップ

第1位 ¥50,000 第2位 ¥30,000 第3位 ¥20,000
を飼育奨励金として贈ります。

4、申し込み

- ・ 締め切り **2025年10月13日（月）** 必着
- ・ 外来厩舎約70頭先着順にて締め切ります。
- ・ 所定の用紙（エントリー用紙・入厩届け等）に記入のこと。
- ・ 申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6382
水口乗馬クラブ内 馬術大会実行委員会
TEL：0748-62-9568 FAX：0748-62-1366

5、参加料

①参加馬登録料	一頭	11,000円
②出場料	公認障害競技・内国産カップ 一鞍	11,000円
	クロスバー・ジムカーナ 一鞍	5,500円
	その他の競技 一鞍	8,800円
変更料、追加料		2,200円

※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めません。

※申し込みと同時に納入のこと。天候等を理由に、やむなく参加出来ない場合は返金いたします。

③参加料振込先 (株) 水ロススポーツセンター 滋賀銀行
水口支店 普通 NO, 0520804

6、入厩および退厩

① 入厩について

- ・ 10月24日から10月26日とします。(入厩届に入厩時間をご記入お願いします)
- ・ インフルエンザ予防接種については、初回に所定の期間で基礎、補強を行い、平成11年以降、前回最終接種日から起算して一年以内に補強接種されていることを証明されていること。

② 退厩について

- ・ 馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、その他のゴミは各自で持ち帰ること。
- ・ 敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はいたしません。

7、服装および馬装

- ・ 日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することを義務づける。

8、打合会 行いません。

9、その他

- ①選手、HMの宿舎の斡旋はできません。
- ③ 馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負いません。